

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月21日提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和6年1月23日

湯河原町長職務代理者
湯河原町副町長 高 橋 正

事故賠償について

湯河原町は、町道宮上3号線において、樹木の枝が折れ落下したことにより車両を破損させた物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 損害賠償の額
(内 容) | 金211,200円
車両の全損費用の全部 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 湯河原町在住の個人 |
| 3 | 事故の概要 | 令和5年9月8日午前2時00分頃から午前5時00分頃の間、町道宮上3号線（湯河原町宮上749番89地先）において、暴風雨により樹木の枝が折れ、駐車中の相手方車両へ落下し、これを破損させた。 |